

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

事業主の皆様へ

労働保険の成立手続はおすすめですか

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」として全国で集中的に取り組み、三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、労働保険未手続事業場を戸別訪問する等により、手続勧奨を行っています。

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は政府が管理し、運営する強制保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険

労災保険（労働者災害補償保険）

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行います。また、労働者の社会復帰促進など、福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行います。また、労働者の能力の開発や向上等労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

している

労働者を雇用していますか？

していない

労働保険の成立手続が必要です

労働保険の成立手続の必要はありません

今後、労働者を雇用した場合は、労働保険の手続が必要です。

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用の見込がある者

いる

労災保険及び雇用保険（注1）の両保険加入

いない

労災保険のみ加入

を提出してください。「概算保険料申告書」

「保険関係成立届」、
管轄の労働基準監督署へ

を提出してください。「被保険者資格取得届」
「雇用保険適用事業所設置届」、
管轄の公共職業安定所へ

（注1）雇用保険の被保険者とならない場合もあります。
※建設業の現場労災保険については、適用要件が異なります。

労働保険の成立手続を怠っていると？

1. 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します
2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します
3. 事業主の方のための助成金が受けられません

お問合せ先 三重労働局総務部労働保険徴収室 電話：059-226-2100
又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。